

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 全職員に係る情報

職 員 区 分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.8%
全 職 員	86.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役 職 段 階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.3%
本庁課長補佐相当職	96.8%
本庁係長相当職	101.5%

(2) 勤続年数別

勤 続 年 数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.6%
31～35年	95.5%
26～30年	103.1%
21～25年	93.4%
16～20年	—
11～15年	92.0%
6～10年	92.7%
1～5年	88.6%

【説明欄】

役職段階別差異において、本庁部局長・次長相当職区分には該当職員がいないため、「—」と記載している。
勤続年数別差異において、16～20年の区分には女性職員がいないため、「—」と記載している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。